

呉市地方卸売市場に係る指定管理者の候補者の選定について

呉市地方卸売市場の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

- (1) 所在地 呉市光町15番1号他
 (2) 設置目的 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するための施設として設置する。

2 公募の概要

- (1) 公募期間 平成23年8月17日(水)から平成23年9月16日(金)まで
 (2) 応募者(1団体)

団体名	団体所在地	団体代表者
一般社団法人呉市地方卸売市場協会	呉市光町15番7号	中下 壮平

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市地方卸売市場の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリング等をもとに、各委員が審査を行い、指定管理者の候補者を選定しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	判定
① 事業計画書の内容が、利用者の平等性が確保されるものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
② 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。	・管理運営方針の内容 ・利用者へのサービス提供維持 ・災害等の緊急時の適切な対応 ・再委託の適切な実施	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書の内容が、市場運営を円滑に行えるものであること。	・市場関係事業者等との連携 ・苦情等への適切な対応 ・環境への配慮 ・個人情報等の適正管理	適・否 ※否は失格
④ 事業計画書の内容が、利用促進が図られるものであること。	・施設利用者増加の取組等 ・市場流通の維持・活性化	適・否 ※否は失格
⑤ 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。	・適正な管理経費 ・管理経費の縮減 ・指定管理料の妥当性	適・否 ※否は失格
⑥ 施設の管理を安定して行える体制であること。	・団体の資力及び経営基盤 ・職員の配置等及び人材の確保 ・施設管理の適切な準備 ・類似施設の管理実績及び管理に関する知識等	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

次のとおり、一般社団法人呉市地方卸売市場協会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	一般社団法人呉市地方卸売市場協会
総合判定	適
【内訳】	
審査基準 ①	適
審査基準 ②	適
審査基準 ③	適
審査基準 ④	適
審査基準 ⑤	適
審査基準 ⑥	適

【判定の理由】

- ・本施設の適正な維持管理及び円滑な市場運営を行うための能力・経営基盤を有している。
- ・管理経費の縮減が図られるとともに、適正な管理が行える収支計画となっている。

4 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

【問い合わせ】 呉市産業部地方卸売市場（電話0823-25-3571）